

2文科初第2083号
令和3年3月26日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）
の取扱いについて」等の一部改正について（通知）

「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（平成26年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」を改正したので、別添のとおりお知らせします。

令和3年度における標記補助金の事務処理については、関係法令及び交付要綱に定めるもののほか、別添の事項に留意の上、遺漏のないよう願います。

また、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き」（平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

これを踏まえ、別途送付する「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き」において、生徒本人の個人番号で生業扶助の受給有無の確認ができることを明確化しましたので、併せて確認いただくようお願いします。

なお、別途、厚生労働省から各都道府県生活保護担当課に対し、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録するよう依頼していますので申し添えます。

（別添）

- 1 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて
- 2 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて

文部科学省初等中等教育局
修学支援プロジェクトチーム
電話 03-6734-3170